

早期通報の対象となる症状の特定について

口蹄疫対策検証委員会報告書（抄）

6 患畜の早期の発見・通報の在り方

(1) 口蹄疫が発生した際には、防疫措置が一日遅れても被害が飛躍的に増大する。このため、疑い症例の発見・通報及びそれに対する責任機関の迅速な対応は、一刻を争う重要な初動のポイントである。疑わしい家畜が出た場合に、獣医師・畜産農家から家畜保健衛生所、家畜保健衛生所から都道府県の畜産部局、さらに都道府県の畜産部局から国に、迅速に通報される体制が必要である。

通報した場合の各種の影響を考慮して通報に慎重になる傾向を排除するため、通報が遅れた場合の方がいかに影響が大きいかを、今回の教訓から学び、関係者にも十分に理解してもらうことを徹底すべきである。また、早期通報者が社会から評価されるようにしていくことも必要である。

(2) 早期の発見・通報を徹底するための手段として、具体的な通報ルールを作るべきである。

例えば、国があらかじめ示した一定の症状に照らし、口蹄疫を否定できない家畜については、獣医師・畜産農家から直ちに家畜保健衛生所に、かつ、家畜保健衛生所から直ちに都道府県の畜産部局に連絡するとともに、症状が分かる写真を添付した検体を直ちに家畜保健衛生所から国（動物衛生研究所）に送るといったルールを定めるべきである。

また、こうした通報を行う際に当該農場などで行う出荷停止などの具体的な防疫措置についてもルールを定め、それに伴う損失についても財政支援を行うべきである。

○ 改正家伝法による改正後の家畜伝染病予防法（抄）

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務）

第十三条の二 家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師（獣医師による診断又は検案を受けていない家畜又はその死体については、その所有者）は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出には、前条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定は、家畜が患畜又は疑似患畜となつたことを発見した場合、家畜が同項の症状を呈していることを第四十条又は第四十五条の規定による検査中に発見した場合その他農林水産省令で定める場合には、適用しない。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告しなければならない。この場合において、当該届出に係る症状を呈している家畜が農林水産省令で定める要件に該当するときは、農林水産大臣の指定する検体を家畜防疫員に採取させ、その報告の際に、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定し、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その結果を当該報告をした都道府県知事に通知しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、第四項後段の場合を除き、前項の規定による判定をするため必要があるときは、第四項の規定による報告をした都道府県知事に対し、家畜防疫員に採取させた同項の農林水産大臣の指定する検体の提出を求めることができる。
- 7 都道府県知事は、第五項の規定による判定の結果の通知があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その結果を当該通知に係る家畜又はその死体の所有者（当該家畜又はその死体の所有者以外の者が第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をした者及び当該家畜又はその死体の所有者）に通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第五項の規定により当該家畜が患畜又は疑似患畜である旨の通知があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報しなければならない。